

豊中市認知症支援教室（1回）業務委託仕様書

1. 目的

認知症や認知症の進行予防に対して正しい知識の理解を得ることや、自身の現在の認知機能を確認することにより意識を高め認知症の進行予防に資する事柄を日々の生活の中で実践していくことができる。また、地域での社会参加活動につなげることを目的とする。

2. 業務委託期間

令和6年(2024年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日までとする。

3. 対象者と定員、利用料

- (1) 65歳以上の豊中市民。物忘れなど軽度の認知機能の低下、又はその疑いがある人。
※参加者の募集は委託者が行う。基本的に初参加の人を優先する。
- (2) 1教室の定員は20名程度とする。(定員を超える場合も可能な限り対応すること。)
- (3) 利用料は利用者負担なしとする。
- (4) その他、市が対象と認める人。(若年性認知症、軽度認知症の人など)

4. 開設期間および実施回数、時間業務概要

- (1) 1回の実施時間は約120分とし、年間20回程度実施すること。

5. 実施場所

- (1) 4.の内容を、市内、北・中・南部3つのエリアでそれぞれ実施すること。
- (2) 実施場所は、委託者が確保した会場とする。

6. 業務内容

- (1) プログラム

ア 講話の実施

認知症や認知症進行予防に資する内容（認知症についての基礎知識、運動、栄養、口腔、社会参加、等）

イ 認知機能測定

タブレット端末等による認知機能評価（高齢者が操作しやすい仕様であり、1人あたり15分程度で実施可能であること。）、結果配布、フィードバック

ウ 運動

コグニサイズ等デュアルタスク運動の実施、紹介。

※厚生労働省、国立長寿医療研究センター等により学術的にエビデンスが証明されているものあるいは効果が実証されている内容であることが望ましい。また、実際の実施に当たっ

ては、受託者の提案に基づき、委託者と協議してその内容を決定すること。

エ 健康状態の把握（毎回のバイタルチェック等）

オ 事業効果（2か月後アンケート）

事業効果を把握できるアンケート案を作成し提案すること。委託者と内容調整に応じること。

参加者宛て2か月後にアンケートを送付。アンケート回収、データ入力及び委託者への提供

（2）運営に関すること

ア 教室実施のための運営者の派遣（スムーズな運営に必要とする人数）

イ 当日の会場設営・片付け（机・椅子は会場備品使用）

ウ タブレット端末等を活用した認知機能評価ツールの提供

エ 委託内容に記載する業務完了後に、業務完了届及び報告書を提出すること。

オ 継続支援が必要な方へは12回コースへの認知症支援教室の案内や受診勧奨を行い、結果を市へ報告すること。

7. 従事者の配置

下記のとおり従事者を配置すること

職種	業務内容	条件	必要人数
作業療法士、理学療法士、健康運動指導士、介護予防指導士など	教室の運営管理・認知機能の測定・デュアルタスク運動・個人の状況に応じた指導	介護予防・自立支援の知識を有し、教室運営の実務経験が1年以上ある者	1名以上
保健師・看護師	参加者の健康状態の把握（毎回のバイタルチェック等）、教室におけるプログラムの介助等	実務経験が1年以上ある者	1名以上
補助員 （資格は問わない）	教室におけるプログラムの介助等	医療や福祉業務の経験がある者	1名以上

8. 委託料

（1）委託料には、人件費、交通費、教材費、教室備品代、通信費、保険料等、事業実施に係る経費の全てを含む。

（2）受託者は、事業完了報告及び添付資料が委託者の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求できる（12回コース請求と合わせて支払い）。委託者は、受託者から業務委託料の支払い請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

9. 安全管理体制

安全管理体制を整え緊急時等に対応すること。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策を講じること。
- (2) 高齢者の身体及び精神特性や健康について十分配慮して教室を運営すること。
- (3) 受託者は、事故発生時の対応を含めた安全管理マニュアルを作成し、市に提出すること。
- (4) 事故発生時は安全管理マニュアルに沿って適切に対応すること。救急搬送を要し、同乗が必要な場合は受託者が同乗し、対応すること。その後の教室運営に関しては、安全に実施可能な内容に置き換えて継続すること。また、事故の概要を委託者に口頭で速やかに報告するとともに、追って事故報告書を提出すること。事故報告書の様式は任意とする。
- (5) 地震、火災等の災害発生時は、施設管理者の指示に従い対応すること。

10. 秘密の保持及び個人情報保護

個人情報の保護に関する取扱い基準を定め、秘密の保持及び個人情報の保護に必要な措置を講じること。参加者の個人情報に関する書類及び電子データの管理については、受託者の法人事務所内に適切な保管場所を定め、個人情報の漏洩等がないよう細心の注意を払うこと。

11. 教室の中止

(1) 教室中止基準

ア 気象警報が発表されている場合

教室の実施日、豊中市に「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」等の気象警報が発表されている場合は、当日の教室は中止する。

イ 震度5以上の地震が発生した場合

教室の実施日の前日又は当日に震度5以上の地震が発生した場合は、当日の教室は中止する。

ウ その他、やむを得ない事由により、教室の実施が難しいと判断した場合。

(2) 参加者への説明、連絡等

教室の実施が難しいと判断して中止する場合は、受託者は参加者に対してその旨を電話連絡するとともに、やむを得ない事由により、中止する場合のみ会場に出務し、来所した参加者に対応すること。

(3) 教室を中止した場合の対応

教室を中止した場合、代替日に振り替えること。

12. 一括再委託等の禁止

(1) 受注者は、委託業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせないこと。

(2) 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した

部分を第三者に委託し、又は請け負わせないこと。

(3) 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得ること。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(4) 受注者は、前項により業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせた場合、その第三者に本委託業務の契約に基づく一切の義務を遵守させること。また、委託者に対して、その第三者のすべての行為及びその結果について責任を負う。

(5) 委託者は、受注者に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

13. その他

(1) 受託者は、契約期間を通じて当該業務を担当し、業務を円滑に進められるよう、十分な体制で臨むこと。また、委託者からの問合せに対して、速やかに対応できる連絡先や体制を確保すること。

(2) 委託者は適宜、教室に立ち会うことができる。

(3) 委託者は監督、指導を行うことができる。

また、委託者は受託者に対し必要に応じて、教室の内容や従事者などの変更を求めることができる。

(4) 期間中、委託の仕様について多少の変更が生じる可能性がある場合は、委託者・受託者間で協議の上、決定するものとする。

(5) 事業名(教室名)は参加者に親しみやすい名称を受託者が提案し委託者が決定するものとする。